

京都市告示第 498 号

京都市水路等管理条例第2条第1号（同条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限りません。）の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成18年1月25日

京都市長 榎本頼兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	嵯峨水9001号	右京区嵯峨櫛原甲脇2番地地先 右京区嵯峨櫛原甲脇7番地地先	

(建設局道路部道路明示課)